

急傾斜地崩壊危険区域について

【がけ崩れとは．．？】

台風等による大雨や雪解けの水などがけにしみ込んで、突然崩れ落ちる現象。瞬時に崩れ落ちるので、逃げ遅れることが多く、人命・財産が失われることが多いです。

また、地震などで発生する場合があります。



【急傾斜地崩壊対策事業とは．．？】

県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内の斜面所有者等が対策工事を行うことが困難または不適当な場合、自治体が、擁壁工、法面保護工等の急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行い、災害時の被害の軽減を図ることができる事業です。

【急傾斜地崩壊危険区域とは．．？】

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下、急傾斜地法）に基づき、次のような要件を満たす土地を県知事が関係市町村長の意見をきいて、指定します。

- ・ 傾斜度が30度以上で高さ5m以上の斜面
- ・ 崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じることのある急傾斜地



【急傾斜崩壊危険区域内の土地の権利】

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、

- ・ 区域に指定された土地の所有者、被災のおそれのある者、管理者または占有者は、崩壊が生じないように維持管理に努めなければなりません。また、区域内では、**行為の制限**がかかります。これについては【行為の制限とは．．？】を参考にしてください。

【行為の制限とは．．？】

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、次に掲げる行為は、県知事の許可を受けなければ、してはなりません。

(急傾斜地法第7条) (急傾斜地法施行令第2条)

詳しくは、最寄の県土木事務所管理担当課へお問い合わせください。

行為の制限内容	許可が必要な行為	但し、許可を要しない行為
用水に関する こと	①水を放流し、又は停滞させる行為や水の浸透を助長する行為 ②ため池、用水路等急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造	①水田（地割れ等により地下浸透が発生しやすい場合を除く。②③も同様）に水を放流し、又は停滞させる行為 ②灌漑用地に水を放流する行為 ③日常生活用に供した水を土地に放流する行為 ④用排水路に水を放流する行為 ⑤ため池等の貯水施設に水を放流又は貯留する行為
土地の形状変化 に関すること	①のり切、切土、掘削又は盛土 ②土石の採取又は集積 ③立木竹の伐採 ④木竹の滑下又は地引による搬出	① 指定区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為 イ. 法長が3m以下ののり切 ロ. 高さが50cm以下の切土又は深さが50cm以下の掘削で、急傾斜地の下端から2m以上離れた土地で行うもの ハ. 高さが2m以下の盛土 ニ. 木竹の滑下又は地引による搬出 ホ. 地表から50cm以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から2m以上離れた土地で行うもの ヘ. 載荷重が2.5 t /m ² 以下の土石の集積 ② 指定区域のうち、急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為 イ. 法長が3m以下ののり切 ロ. 高さが50cm以下の切土又は深さが50cm以下の掘削で水の浸透又は停滞を増加させないもの ③ 除伐又は倒木竹、枯損木竹の伐採
上記以外	①急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの。	